

横浜市環境創造審議会 第5回環境影響評価制度検討部会 会議録

日 時	平成 22 年 2 月 23 日 13:30～15:15
開催場所	関内駅前第二ビル 2階特別会議室（2C）
出席委員	相澤貴子、猪狩庸祐、工藤信之、猿田勝美、水野建樹
欠席委員	なし
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	1. 環境影響評価に関する制度のあり方について 2. その他
決定事項	
議 事	<p>1 環境影響評価に関する制度のあり方について</p> <p>（事務局） 資料1により、中間とりまとめに対する意見募集の結果について説明。</p> <p>（猪狩部会長） 意見の提出者のうち、一般市民と事業者の割合は把握できるのか。</p> <p>（事務局） 質問2の回答から、事業者等が15パーセント程度ではないかと推測される。</p> <p>（水野委員） 65通という数は、このような意見募集として十分なのか。一般市民といっても、よく知っている方が意見を出している。アセス制度を知らない方々からも意見を求めたのか。あるいは、ある程度知っている方を対象としたのか。</p> <p>（事務局） ホームページでの広報以外に、環境保全活動団体に配布した。事業者関係では、環境保全協議会や廃棄物関係の団体等を通じて市内の関係事業者にも周知した。</p> <p>市の別の調査でも環境アセスメントに関する認知度は低く、今回の意見募集は、ある程度関わった方に聞く方向で行った。</p> <p>（猿田委員） 通数よりも内容である。</p> <p>（事務局） 意見の中に、市民に理解してもらう工夫を、というのがあった。ある程度アセス制度を知っている方々も、市民に理解してもらう重要性を感じているようだ。</p> <p>（猿田委員） 住民の身近なところに事例があれば、広く知られる場合もあるが、案件によっては積極的な関わりが持たれない場合もある。市民に情報提供するといっても、どういった情報が必要なのかという問題もある。</p> <p>（工藤委員） 今回の意見募集の目的は制度見直しなのでこれで良いと思う。</p> <p>（水野委員） 寄せられた意見を反映する際に、どのように考えて行うのか。意見数で考えるのか内容で判断するのか、まとめ方の問題である。</p> <p>（猪狩部会長） 高層建築物について見直すべき、という意見は、やめる方向ということか。</p> <p>（事務局） 主な意見の二番目にある通り、緩和する場合であっても高層建築物の存在による環境影響への対策を考えるべき、という意見もあった。</p>

(猿田委員)

協議会があり協定が結ばれている地区と、そのような仕組みがない地区では、高層建築物のあり方が異なる。その整理が必要ではないか。

質問4の回答は、市民への情報の提供が75%で、意見提出の機会の確保が45%となっているが、これをどのように捉えているか。

(事務局)

意見提出の機会の確保は、情報提供を踏まえたうえでのことと考えている。

(事務局)

資料2により、部会報告案について説明。

(猿田委員)

11～12ページで、図書とは何を指すのか。企業機密に関連する事項が含まれているとあるが、方法書などの図書は、現在でも一般の縦覧に供しているので問題ないのではないか。

(猪狩部会長)

審査会に提出される補足資料も含めて、電子媒体資料として扱われることになった場合はそれなりの対応が必要になる。

(事務局)

ここでいう図書とは、公告縦覧される方法書、準備書、評価書と考えているが、寄せられた意見の中にはより幅広く情報の公表を求める声もあり、補足資料も別途検討の必要があると思う。

(猪狩部会長)

一般の縦覧に供される図書に限定すれば問題ないが、表現を工夫する必要がある。

(水野委員)

電子媒体で見た図書について、そこから意見を出せばコミュニケーションが生まれる。これからはインターネットを利用したコミュニケーションが重要である。

(猪狩部会長)

周知の手段としても電子媒体が便利になってきている。しかし、個人情報の問題が出てくる可能性があるので、電子化において注意が必要。

(相澤委員)

横浜市の他の制度にも関係してくるのではないか。

(事務局)

都市計画にも同様の意見提出の制度がある。インターネットによる意見提出を前提に、他の制度との調整を図っていく。

(猪狩部会長)

14ページに、「意見募集を行い」とあるが、中間とりまとめを公表したことが前提にあるべき。結果は「多くのご意見」よりも「貴重なご意見」という表現が妥当ではないか。

(水野委員)

5ページの、事前配慮の手続について検討する内容、特に「さらに効率性にも留意して」という部分がわかりにくい。

(事務局)

事業調整をアセス制度に組み込むに当たって、市が手続を検討する際の留意点を

挙げている。効率性というのは、手続の期間などが大きな負担とならないよう配慮が必要という趣旨。

(猪狩部会長)

手続に長い時間をかけるのは良くないが、市民意見を聴く機会は減らすことはできない。

(事務局)

市民意見が必要ということは前提にあり、その取り入れ方や専門家の関与の手続を検討する。「環境配慮に関する市民意見」というのは、事業の賛否を問うものではないということを表示した。

(猪狩部会長)

アセス制度における市民意見は、環境に関するものという大きな前提がある。

(猿田委員)

文章の前後を入れ替えてわかりやすい表現とした方がよい。

4 ページ、早い段階からの環境配慮の必要性のところで、事業者と市民とのコミュニケーションに行政が関与するのかがどうか明瞭でない。

(事務局)

基本的には市が公告縦覧することを考えている。

(猪狩部会長)

行政が環境情報を持っていることが望ましいが、持っていないので、地域住民から環境情報を得ることとしている。

(猿田委員)

7 ページ、準備書及び評価書の手続の見直しについて、「市民に対しわかりやすい手続とするために」とあるが、ここの趣旨は何か。

(事務局)

現在の、評価書の後に審査書、報告書という手続を見直して、準備書の後に審査書があり、評価書が最終図書となるということ。

(猿田委員)

審査結果をわかりやすくするために、ということだと思うが、手続という流れを指すように思われる。審査結果を示す図書は何かということではないか。

(事務局)

手続のことで図書のことを整理し、わかりやすい表現に修正する。

(水野委員)

8 ページの事業の規模要件、高層建築物について、今後は高さ 100 メートル以下のものをカバーしていくということか。

(事務局)

環境配慮がなされるような手続が他制度にあれば、その案件についてはアセスをする必要がないのではないかと、という趣旨。

(相澤委員)

他制度に関連する内容について、どのように反映するのが不明確。報告書で不明確な部分については市長が責任を持つということであれば、都市計画等にも反映されるのだと思うが。

(事務局)

条例改正には議会の承認が必要であり、その段階で内容が明確になる。審議会では、高層建築物についてきめ細かい対応が必要であるとの方向性を出していただ

	<p>き、現時点で不明確な部分については、より環境に配慮した方向で具体化していく。</p> <p>(工藤委員) 方向性として、要件を高くするのか低くするのかが不明確、何もしないようにも受け取れる。</p> <p>(猪狩部会長) 地域によっても異なってくる。市長の判断によると思う。</p> <p>(相澤委員) 横浜市として、例えば、みなとみらい地区の事後評価を行うのか。</p> <p>(事務局) みなとみらい地区を例にすると、現在は街の活性化を考える段階。制度としては、都市計画で建物規制を行うので、それとの連携が必要になる。</p> <p>(猿田委員) 今回の見直しで条例改正を行うのか。</p> <p>(事務局) 平成 22 年度の予算を公表する中で、環境影響評価条例を改正する予定であると明確にしている。</p> <p>(猪狩部会長) 事業調整制度をアセス制度に組み込む場合、基本条例の第 21 条と第 22 条の整理も必要ではないか。</p> <p>(猿田委員) 法改正の検討について、国の審議会ではどのような議論がされたのか。</p> <p>(事務局) S E A を法に組み込むことについて慎重な意見があったが、柔軟に運用することによって理解を求め、中環審の答申となった。 市長意見の扱いについては、政令指定都市に限らず、条例と審査会を持つ市は直接意見を出せる方向であった。 本日の意見を踏まえて修正し、部会長確認のうえ部会報告を確定したい。</p> <p>2 その他</p> <p>(事務局) 今後の予定等について説明。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>会議次第</p> <p>資料 1 中間とりまとめに対する意見募集の結果について</p> <p>資料 2 環境影響評価に関する制度のあり方について 部会報告 (案)</p> <p>参考資料 意見募集リーフレット「環境アセスメント制度のあり方について」</p> <p>2 特記事項</p> <p>なし</p>